審決

訂正2015-390055

岡山県岡山市北区西古松322番地110

請求人 株式会社 システムヨシイ

大阪府大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビル オフィスタワー 青山特許事 務所

代理人弁理士 田中 光雄

大阪府大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビル オフィスタワー 青山特許事 務所

代理人弁理士 山崎 宏

大阪府大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビル オフィスタワー 青山特許事務所

代理人弁理士 前堀 義之

大阪府大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビル オフィスタワー 青山特許事務所

代理人弁理士 前田 厚司

大阪府豊中市名神口3丁目3番1号

請求人 株式会社 湯山製作所

大阪府大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビル オフィスタワー 青山特許事務所

代理人弁理士 田中 光雄

大阪府大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビル オフィスタワー 青山特許事務所

代理人弁理士 山崎 宏

大阪府大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビル オフィスタワー 青山特許事 務所

代理人弁理士 前堀 義之

大阪府大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビル オフィスタワー 青山特許事 務所

代理人弁理士 前田 厚司

特許第5623577号に関する訂正審判事件について、次のとおり審決する。

結 論

特許第5623577号に係る明細書及び特許請求の範囲を本件審判請求書に添付された訂正明細書及び特許請求の範囲のとおり訂正することを認める。

理由

第1 手続の経緯

本件特許第5623577号は、平成12年3月28日に出願された特願2000-089076号の一部が平成21年12月25日に特願2009-295717号として新たに特許出願され、その一部が平成24年6月21日に特願2012-140141号として新たに特許出願され、さらに、その一部が平成25年3月22日に特願2013-060419号として新たに特許出願され、その請求項1~16に係る発明について平成26年10月3日に特許権の設定登録がなされたものであって、平成27年

6月3日に本件訂正審判の請求がなされたものである。

第2 請求の要旨

1. 請求の趣旨及び訂正の内容

本件訂正審判の請求の趣旨は、本件訂正審判に係る特許第5623577号の明細書、特許請求の範囲を本件訂正審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲のとおり一群の請求項ごとに訂正することを認める、との審決を求めるものである。

そして、本件訂正の内容は、以下のとおりである。

なお、下線は請求人が訂正審判請求書に付したものを当審で援用したものである。

(1)請求項15~16からなる一群の請求項に係る訂正

ア 訂正事項1

特許請求の範囲の請求項15に「該制御手段による相互作用チェック処理 の結果を、」とあるのを削除する。

イ 訂正事項2

特許請求の範囲の請求項15に「自己医薬品と相手医薬品の間の相互作用 チェック処理の結果を」とあるのを、「<u>前記制御手段による</u>自己医薬品と相 手医薬品の間の相互作用チェック処理の結果を」に訂正する。

ウ 訂正事項3

願書に添付した明細書の段落【OO21】に記載された「該制御手段による相互作用チェック処理の結果を、」とあるのを削除し、「自己医薬品と相手医薬品の間の相互作用チェック処理の結果を」とあるのを、「<u>前記制御手段による</u>自己医薬品と相手医薬品の間の相互作用チェック処理の結果を」に訂正する。

2. 一群の請求項について

特許請求の範囲の請求項15~16は、請求項15と請求項16とが、請求項15の記載を引用する関係又は特許法施行規則第46条の2第1~4号に規定する関係を有する一群の請求項である。

そして、本件訂正審判の請求は、請求項15~16からなる一群の請求項ごとに特許請求の範囲の訂正を請求するものである。

よって、本件訂正審判の請求は、特許法第126条第3項の規定に適合するものである。

また、願書に添付した明細書の段落【0021】の訂正は、当該明細書の 訂正に係る請求項15を含む、請求項15~16からなる一群の請求項の全 てについて行うものである。

したがって、本件訂正審判の請求は、特許法第126条第4項の規定に適合するものである。

第3 当審の判断

- 1. 請求項15~16からなる一群の請求項に係る訂正について
- (1) 訂正の目的について

ア 訂正事項1について

(a) 願書に添付された特許請求の範囲の請求項15(以下,「訂正前の請求項15」という。)の記載は,以下のとおりである。 「ネットワーク接続されたいずれかの機器に、

一の医薬品から見た他の一の医薬品の場合と、前記他の一の医薬品から見た前記一の医薬品の場合の2通りの主従関係で、相互作用が発生する組み合わせを個別に格納する相互作用マスタを記憶する記憶手段と、

入力された新規処方データの各医薬品を自己医薬品及び相手医薬品とし、 自己医薬品と相手医薬品の組み合わせが、前記相互作用マスタに登録した医 薬品の組み合わせと合致するか否かを判断することにより、相互作用チェッ ク処理を実行する制御手段と、

該制御手段による相互作用チェック処理の結果を、対象となる自己医薬品の名称と、相互作用チェック処理の対象となる相手医薬品の名称とからなるマトリックス形式の行又は列にそれぞれ表示し、自己医薬品と相手医薬品の間の相互作用チェック処理の結果を、前記マトリックス形式の該当する各セルに表示する表示手段と、を備え、

前記記憶手段に記憶する相互作用マスタは、相互作用が発生する組み合わせを、各医薬品の効能を定めた薬効コードの組み合わせとして格納し、

前記記憶手段は、相互作用が発生する医薬品の各組み合わせに対して、作用・機序を含む詳細情報を関連付けた作用マスタをさらに記憶し、

前記制御手段は、前記相互作用チェック処理の結果が表示された各セルが指定されると、前記記憶手段に記憶した作用マスタに基づいて、相互作用についての詳細情報を前記表示手段に表示させ、「薬品追加」ボタンが操作されることにより、前記表示手段に表示されたマトリックス形式の行に新規薬品を追加可能とすることを特徴とする医薬品相互作用チェックシステム。」

- (b) 訂正前の請求項15の「表示手段」に係る「該制御手段による相互作用チェック処理の結果を、対象となる自己医薬品の名称と、相互作用チェック処理の対象となる相手医薬品の名称とからなるマトリックス形式の行又は列にそれぞれ表示し、自己医薬品と相手医薬品の間の相互作用チェック処理の結果を、前記マトリックス形式の該当する各セルに表示する表示手段」との記載(下線は当審が付した。)は、「相互作用チェック処理の結果」との記載が重複しており、請求項に記載した発明が技術的に正確に特定されず不明瞭である。
- (c) 訂正後の請求項15では、訂正前の請求項15で最初に登場する「相互作用チェック処理の結果」を含む「該制御手段による相互作用チェック処理の結果を、」との記載を削除することで不明瞭さを正し、その記載本来の意味内容を明らかにするものである。
- (d)以上(a)~(c)から訂正事項1の訂正は、明瞭でない記載の釈明(特許法第126条第1項ただし書第3号)を目的とするものである。

イ 訂正事項2について

- (a) 前記訂正事項1で訂正前の請求項15で最初に登場する「相互作用チェック処理の結果」を含む「該制御手段による相互作用チェック処理の結果を、」との記載を削除する結果、後に登場する「相互作用チェック処理の結果」を含む「自己医薬品と相手医薬品の間の相互作用チェック処理の結果」が、制御手段により実行された相互作用チェック処理の結果であるのか否かが不明瞭となる。
- (b) 訂正事項2は、「自己医薬品と相手医薬品の間の相互作用チェック処理の結果」の前に「前記制御手段による」との記載を付加するものであって、この付加する「前記制御手段による」との記載は、前記訂正事項1で削除した「該制御手段による相互作用チェック処理の結果を、」の記載のうち「該制御手段」に対応するものである。
- (c) 訂正後の請求項15では、「自己医薬品と相手医薬品の間の相互作用チェック処理の結果」の前に「前記制御手段による」との記載を付加して「相互作用チェック処理の結果」が何によるものであるかを明瞭にすることで不明瞭さを正し、その記載本来の意味内容を明らかにするものである。
- (d)以上(a)~(c)から、訂正事項2の訂正は、明瞭でない記載の 釈明(特許法第126条第1項ただし書第3号)を目的とするものである。

ウ 訂正事項3について

訂正事項3は訂正事項1,2に係る訂正に伴って、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載との整合を図るために、願書に添付した明細書の段落【0021】の記載を訂正後の請求項15の記載と整合させるものである

訂正前の請求項15を訂正後の請求項15とする訂正事項1,2が,前記ア,イで判断したとおり、明瞭でない記載の釈明を目的とするものであるから,訂正後の請求項15の記載と整合させるために願書に添付した明細書の段落【0021】の記載を訂正する訂正事項3の訂正は、明瞭でない記載の釈明(特許法第126条第1項ただし書第3号)を目的とするものである。

エー小括

以上ア〜ウから、訂正事項1〜3は、特許法第126条第1項ただし書第3号の明瞭でない記載の釈明を目的とするものである。

(2) 新規事項を追加するものか否か、及び実質上特許請求の範囲を拡張、

又は変更するものか否かについて

訂正事項1~3は,前記(1)で判断したとおり,明瞭でない記載の釈明を目的とするものであり,願書に添付した明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入するものではないから,願書に添付した明細書,特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲においてするものであり,新規事項を追加するものではない。

また、訂正事項1~3は、構成要件の削除、請求項の追加、実施例の追加をするものではなく、また、カテゴリーの変更、対象の変更、目的の変更をするものでもないから、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものでもない。

よって、訂正事項1~3は、特許法第126条第5項及び第6項に規定する要件に適合するものである。

なお、上記(1)で判断したとおり、訂正事項1~3は、特許法第126 条第1項ただし書第3号の「明瞭でない記載の釈明」を目的とするものであ るから、同条第7項の独立特許要件の規定は適用されない。

第4 むすび

以上のとおり、本件訂正は、特許法第126条第1項ただし書第3号に掲げる事項を目的とし、かつ同条第5項及び第6項の規定に適合する。

よって、結論のとおり審決する。

平成27年 7月10日

審判長 特許庁審判官 手島 聖治 特許庁審判官 緑川 隆 特許庁審判官 川崎 優

〔審決分類〕P141 . 853-Y (G06Q)

 審判長
 特許庁審判官
 手島 聖治
 8110

 特許庁審判官
 川崎 優
 8944

 特許庁審判官
 緑川 隆
 2950